

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	全般	-	本年4月に実施された「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の一部改正案等に関するパブリック・コメントにおいて、本改正で拡充される保存・報告項目の詳細に係る早期の開示を要望しており、この度の対応に業界として感謝申し上げます。 今般、「報告事項の定義及び解釈」および「固有取引識別子(UTI)の付番等の考え方」が同時に公表されたことで金融機関においても実務対応が進むものと認識している。 また、資料の英訳も公表されたことで、本邦以外の当局や海外に拠点を置く金融機関からも確認がしやすくなり、実務的な対応や交渉が促進されることが期待される。 今般のパブリック・コメントを踏まえて、詳細等を早期に確定いただき、取引情報蓄積機関における仕様等の検討が迅速に進むことを期待している。	ご意見ありがとうございます。
2	全般	-	本年4月に公表された「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」において拡充された保存・報告項目について、その内容に関する詳細なガイドラインをご提示いただいたことに感謝申し上げます。 また、デルタ及びUPIは2024年4月1日時点での報告事項に含まないこととされた点について、金融機関等の対応負担にご配慮いただいたものと認識しており、感謝申し上げます。 今回「報告事項の定義及び解釈」と「固有取引識別子(UTI)の付番等の考え方」のガイドライン案が公表され、寄せられた意見等を踏まえて当ガイドラインが今後速やかに確定することにより、各金融機関においてシステム対応や実務の構築、取引先との交渉がスムーズに行われることを期待しております。	

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
3	全般	—	先日欧州議会がEMIR REFITのテクニカル・スタンダードを承認し、2024年4月29日施行予定と発表しました。UK FCAの施行はそれよりも先になるものと理解しています。適切なglobal aggregationの達成が金融規制当局者間の最終目標であるならば、取引規模、報告件数が圧倒的に大きい米国と欧州における、報告義務者、取引情報蓄積機関、照合プラットフォーム、清算機関、サービス・ベンダー等の制度変更への対応を見極め、その過程で判明した課題について十分な対応を行った後で日本において施行するメリットもあるかと考えます。 一方で、施行日が後ずれすること(または後ずれする可能性がある状況)は、システム開発・改修、プロセス変更を計画する上で報告義務者にさらなる負荷がかかる場合もあると考えられますので、重大な市場イベント、災害、規制環境の大きな変化等やむを得ない場合を除き、海外法域における制度変更時期の順序を理由として貴庁として施行日を変更することはないとのお考えでしょうか。	本ガイドラインの施行日(2024年4月1日)の変更は予定しておりません。
4	全般	—	10月7日に、EMIR Refitの取引開始日が2024 年 4 月 29 日ということで、当初の予定より遅れることが決定しましたが、(他の法域もこれに追随する可能性もあります。)本邦取引報告の実施時期も延期されますか。	
5	全般	—	2024年4月の開始日は他の法域での開始日と重なり、グローバルでビジネスを展開している金融機関等では、複数の法域の変更に同時に対応する事が困難な為、可能であれば開始日を2024年10月以降とし、さらにAPAC法域内でもタイミングを分散させる事を検討いただきたい。	

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
6	全般	—	改訂版CDEテクニカルガイダンスv3.0に関するROC協議が現在進行中で、2022年9月28日までに業界のコメントがROCに提出される予定です。 貴庁は、ROCのCDEテクニカル・ガイダンス改訂作業の結果を監視し、最終化された時点でフィールド定義を最新のCDE定義に合わせることを予定されますか。	本ガイドラインはROC (Regulatory Oversight Committee: LEI、UTI、UPI、CDEの国際的なガバナンス機関)による市中協議中のCDE テクニカルガイダンスv3.0等を踏まえて作成しています。CDEの市中協議の結果、「報告事項の定義及び解釈」を変更する必要がある場合は、変更を行う予定です。
7	全般	—	保存・報告における実務的な論点は、今後、取引情報蓄積機関を中心に検討や準備が進められていくと思料するが、当局においても国際的な動向の還元をはじめとして、必要な支援を引き続きお願いしたい。今後、ソースとしているCDE・CFTC・ESMAの原典の内容に何等かの変更が生じた場合、本邦の「報告事項の定義及び解釈」はどのような手続きを踏んで変更されるか。例えば、現在、ROCにおいてCDEテクニカル・ガイダンスの市中協議 (version 3) が公表・実施されており、将来的に、本邦へ導入される項目の名称や定義等に影響が生じる可能性があると思われる。ただし、この反映により、最終化が遅延することは望ましくないと考える。	国際的な動向等を踏まえ、「報告事項の定義及び解釈」を変更する必要がある場合は、変更を行う予定です。
8	全般	—	項目追加や許容値の修正等が生じる場合は、業界団体への事前周知やパブリックコメントを通じた意見募集等により、早期に方針をご提示いただきたい。 (理由) 項目追加や許容値修正の内容によっては、システム開発等を要する場合が想定され、開発期間を十分に確保する必要があるため。	
9	全般	—	「UPI」「デルタ」を規制開始当初の保存・報告では不要 (欠番) としていただいたことは、間接報告への一元化も含めた金融機関における負荷に配慮いただいたものと認識しており、感謝申し上げます。将来的に国際的な議論の進捗を踏まえて導入が検討されるものと推察するが、本項目を含めて将来の項目追加や許容値の修正等が生じる場合は、システム開発期間を十分に確保すべく、適宜パブリック・コメントに付すこと又は業界団体などに広く知らせること等により、早期に方針をご提示いただきたい。また、変更がある場合は実務対応上、極力纏めて行って頂けるとありがたい。	

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
10	全般	—	報告事項の定義及び解釈に於きまして調整前日付が必要となる項目が複数散見されます。現状、金融機関のTR報告用のデータベースには調整後日付しかなく、残念ながら調整前日付はありません。故にTR報告において調整後日付での報告を承認して戴くことは可能でしょうか？ TR報告対応のためのシステム改良、変更の手続きを最善、最小に抑えるために改めてお願い致します。	ROCによるCDE テクニカルガイダンスや他法域においても調整前での報告を求めています。国際的なハーモナイゼーションの観点から、本ガイドラインの記載に従って、コンファメーションに記載されている日付で報告してください。 なお、国際的な動向等を踏まえ、「報告事項の定義及び解釈」を変更する必要が生じた場合は、変更を行う予定です。
11	全般	—	日付項目において休日補正前の日付を求められておりますが、システム上の対応負荷が高く懸念事項として挙がっているため補正前の日付対応に関しては、必須事項ではなく休日補正後の日付も許容していただきたい。	
12	全般	—	OTCデリバティブ取引情報を管理する現行システムには調整日後のデータにて保有しているため、調整日後のデータでの報告を許容していただきたい。	
13	全般	—	今回の提案により、ほとんどの取引における対応が明確化されたものと認識しているが、複雑な商品や今後新たに開発される商品等においては、その商品性や各社のリスク管理、ブックイング方法等によって報告要件の定義と厳密に合致するデータが得られるとは限らないと想定している。こうしたケースにも対応するため、報告内容に係る金融商品取引業者等の一定の柔軟な判断余地を許容していただきたい。	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。判断に迷う場合などは必要に応じて当庁へお問い合わせください。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
14	全般	－	現行の直接報告については週単位の報告基準のため、4月1日にTR報告に切り替えるケースについては、2024年3月18日～3月22日までに実施(変更・解約含む)した取引については直接報告を行い、3月25日～3月29日までの取引については直接報告を行わず、TRのみに報告すればよい理解でよい。	2024年3月31日までは当庁への直接報告を受け付けます。2024年4月1日以降に報告される場合は、取引情報蓄積機関に報告してください。2024年3月25日から3月29日までの取引について、2024年4月1日以降に報告される場合の取引情報蓄積機関への報告期限は、2024年4月3日になります。
15	全般	－	今般グローバル・ハーモナイゼーションの一環として新しく導入される項目(Package Identifier、Prior UTI等)のうち、規制改正前には求められていなかったデータは金融機関において必ずしも保有していないこと等から更新報告においては報告不要との理解で正しいでしょうか。 以前貴庁に伺ったところ、基本的な考えとして既存取引につき金融機関においてデータを保有していない項目については空欄等にした形での報告を可とする取り扱いとする方針である旨ご回答いただいたと認識しているが、その理解で良いかを改めて確認させていただきたい。尚、他法域(ASIC・MAS等)においても業界の要望を受け、更新報告の対象項目を規制改正前の段階で保有するデータに限定し、既存取引について新たに情報収集することは求めない方向と認識しています。 「【既存取引の取り扱いについて】②提供前に満期を迎えた場合」について、施行後180日以降ということで、2024年9月30日以降に満期を迎える取引が更新報告の対象になるという認識で間違いはないでしょうか。	ご意見を踏まえ、本ガイドライン【既存取引の取り扱いについて】を修正しました。 本ガイドライン(P2、①(注1))に、「新たに規定された報告事項について、取引情報を保有していない場合は、当該事項は空欄にさせていただいて構いません。」と追記しました。 なお、施行日前に提供又は報告済みの取引情報は、施行日から180日(2024年9月27日)以内に取引情報蓄積機関等に対し、取引情報を提供してください。 Package Identifierについては、パッケージ取引か否かについて、更新時点で情報がない(把握ができない場合を含む。)場合には、パッケージ取引ではないとしてください。 Prior UTIについては、付番が困難の場合には、仮番号で報告してください。 判断に迷う場合などは必要に応じて当庁へお問い合わせください。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
16	全般	—	・既存取引の取扱い: 既存取引を再提出する提案を支持する。 ・「取引当事者2」の定義: 現在清算モデル(Agency vs Principle)に関係なく、すべてのケースで顧客に対して報告を行っており、法改正後も継続して同じように報告すべきであるという認識であっているか。 ・α取引: ガイドライン案では、デリバティブ清算機関(DCO)に課しているα取引の報告義務を廃止することを提案しており、過去に口頭でも確認をした事があるが、書面で明示的に記載して頂く事が有益と考える。 また、清算機関がα取引の終了時に際して、それを報告する義務があるか確認したい。	ご意見ありがとうございます。 ご質問の趣旨が定かではありませんが、「取引当事者2」の定義について変更はありません。 清算機関のα取引については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、判断に迷う場合などは必要に応じて当庁へお問い合わせください。
17	別紙1	—	この制度改正により定められる報告項目はISO20022準拠のXMLフォーマットにより取引情報蓄積機関に提供され、各項目のXMLスキーマは、ISO20022により承認・登録されるものと理解しています。しかしながら、別紙1「報告事項の定義及び解釈」に示されている報告項目のなかには、未だにISO20022に申請・承認・登録が行われていない項目（例えば、Day Count Convention（金利以外）、Payment Frequency Period、Package Indicator等）がみうけられます。これらの項目についてのXMLスキーマがいつ頃ISO20022に申請・承認・登録されるのか、日程の目安をご教示ください。	現時点において未定です。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
18	別紙1	表の見方	「報告事項の定義及び解釈」の「表の見方」において、「Leg1,Leg2それぞれで報告が必要な場合には「Leg1,Leg2」と記載」とあるが、Leg1しかない取引についてはLeg1のみ報告すればよい。	ご理解のとおりです。
19	別紙1	表の見方	別紙1「表の見方」では“Leg1,Leg2それぞれで報告が必要な場合には「Leg1,Leg2」と記載”とあるが、どちらをLeg1にするかは報告当事者が決めるということによい。	
20	別紙1	項目1～3	日時のタイムゾーン(項目1「発行日」、項目2「満期日」、項目3「中途解約日」)について、UTCで指定されている。これらの日付に関するデータ要素は、取引時にパイラテで合意された値であり、タイムゾーンに左右されない。 混乱(現地時刻からUTCへの変換が必要である)を避けるために、UTCの記載は削除して頂きたい。 なお当コメントに関して、項目4「報告タイムスタンプ」のようなタイムスタンプとして報告される値には適用されない。	ROCによるCDE テクニカルガイダンスや他法域においても、日時のタイムゾーンはUTCで指定されております。国際的なハーモナイゼーションの観点から、本ガイドラインの記載に従って報告してください。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
21	別紙1	項目3、 項目15、 項目18、19	項目3「中途解約日」: 当項目はイベント日付であり、CDE項目ですが、CFTC仕様書には記載されていないことを強調しておきたい。 項目15「清算済み」が項目16「清算機関」および項目17「清算会員」に与える影響: 「金融庁告示第105号に規定されている清算機関と取引した場合には、清算取引ではあるが、バイラテ取引として金融機関が取引報告を報告」と記載されているが、すべての清算されたβ 及びγ 取引について「Y」/「yes」と記載できるよう、記載内容を簡素化して頂きたい。それによって、清算機関によって報告される清算されたβ およびγ 取引について、「清算機関」および「清算会員」の項目に常に入力できることになる。 項目18「プラットフォーム識別子」: CFTCの規則では、清算された取引に関しては当フィールドの報告義務がない。金融庁に対してはCFTCと同様の取り扱いにして頂きたい。 項目19「コンファメーションの有無」: CDE項目ですが、CFTC仕様書には記載されていないことを強調しておきたい。	ご意見ありがとうございます。 報告事項については、ROCによるCDE テクニカルガイダンスや他法域の内容を参考に定めております。項目18については、清算取引については、該当が無い場合は報告は不要です。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
22	別紙1	項目7、8	店頭デリバティブ取引に関与する事業体を報告する際、LEIの報告を義務づけて頂きたい。 店頭デリバティブ取引報告における、取引に関与する事業体(報告主体、取引当事者1、取引当事者2、SDRの提出者、清算参加者、その他支払に係る支払者・受取人、及び参照先の主体を含む)について、金融庁がLEIを主な取引主体識別子として報告を求めていることを支持する。 カウンターパーティ・リスクやオペレーショナル・リスクの軽減やデータ管理コストの削減をするため、世界共通で認識されているLEIを使用することが有益だと考える。	事業体のLEI取得に係る負担に配慮し、現時点では取引当事者2の事業体のLEIの取得は任意としています。LEIの報告の義務付け等につきましては、今後のLEIの取得状況等を踏まえ、必要に応じて検討していく予定です。
23	別紙1	項目7、8	取引に関与する事業体の報告において、LEIを主要な事業体識別子として求めているものの、そのLEIは最新のものであるとは限らない。 LEIを毎年更新することで、最新かつ正確であると担保できるが、ガイドライン(案)にはLEIの更新に関しては言及されていない。 金融庁で最新のLEIをデータベースに蓄積するためにも、LEIの要件についてこういった側面から再検討し、少なくとも報告主体においては最新のLEIで報告するように求めて頂きたい。	
24	別紙1	項目8	取引当事者2のLEIを取得できない場合、仮LEIの使用を認めるという金融庁の柔軟性を評価する。 一方、取引当事者2がLEIの対象となる場合は、いつまでに取引当事者2がLEIを取得すべきか等の期限を設け、また期限に間に合わない場合には金融庁にてフォローアップすることを提案する。 これにより、国際的に採用されているIDを通じて、取引に関与する事業体を全て特定でき、一貫性をもたらすことが出来る。	

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
25	別紙1	項目8	仮LEI作成のパターンが複数あり、仮LEI付番の自動化が難しくなることが考えられる為、簡略化することは可能か。例えば取引当事者LEI＋一意の英数字（金融機関内の管理番号等）のみに統一することは可能か。	ご意見を踏まえ、備考欄の記載を例示に修正しました。 当事者の特定のため、各金融機関で内部管理された任意の一意の英数字を報告してください。
26	別紙1	項目8	備考欄に、 「LEIを取得できない場合には、仮LEIを許容。 【金融機関の場合】 仮LEI＝ 取引当事者LEI＋相手先BICコード 【事業法人・個人等の場合】 仮LEI＝ 取引当事者LEI＋一意の英数字（金融機関内の管理番号等） 当事者特定のため、仮LEIは、任意の一意の英数字である必要がある。」 とありますが、金融機関の場合でも、カウンターパーティの LEI が取得できず、カウンターパーティの BIC コードも取得できない場合には、取引当事者によって設定された一意の英数字コードも使用することは可能でしょうか。	
27	別紙1	項目18	トレーディング・ファシリティを通じて取引が行われていない場合、上場商品か否かを特定するには大幅なシステム変更が予想される為、トレーディング・ファシリティの外で行われた取引に関しては、一律にXXXXのようなコードとすることは可能か。	ROCによるCDE テクニカルガイダンスや他法域においても上場商品か否かについての報告を求めています。国際的なハーモナイゼーションの観点から、本ガイドラインの記載に従って報告してください。 個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、判断に迷う場合などは必要に応じて当庁へお問い合わせください。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
28	別紙1	項目19	FX Option、NDFはSWIFTで取引内容を送り合うだけのケースがある。 当該ケースは”electronic”とすべきか”non-electronic”とすべきか。	当該取引において、法的拘束力のある条件が文書化され、合意(確認)され、確認が電子的に行われていれば、ECNF = electronicとしてください。
29	別紙1	項目20	CDSのクレジットイベント時など、取引終了後にイベントの認定がなされて決済が決定するケースにおいては当初の最終決済日のままでよい。	満期日 (Scheduled Termination Date)を報告してください。
30	別紙1	項目23	項目23「オリジナルスワップUTI」:OFTCと同様の取り扱いにして頂き、清算時に α 取引のUTIが提示されない場合は、「NOTAVAILABLE」という値を加えて頂きたい。 これは、 α のUTIが不明である場合、または α の報告義務がない場合に、清算機関が清算取引を報告できるようにするためである。この変更が認められない場合、取引情報蓄積機関に受領を拒否される可能性がある。	α 取引のUTIの付番が困難な場合には、仮番号で報告してください。
31	別紙1	項目23	Prior UTIの項目には清算取引も含まれる為、一つの項目にまとめる事は可能か。	Original Swap UTIとPrior UTIは、一つの項目にまとめずに本ガイドラインの記載に従って報告してください。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
32	別紙1	項目26	項目26「過去のUTI」: 清算された $\beta \cdot \gamma$ 取引については、「過去のUTI」と「オリジナルスワップUTI」には同じ値が入るという認識であっているか。	ご理解のとおりです。
33	別紙1	項目34	期中の条件変更により調整金が発生するケースはどのタイプで報告すればよいか。	当初の報告から変更された場合は、修正(MODIFY)の報告をしてください。
34	別紙1	項目39	評価額の定義を確認したい。一文目では評価調整を一切適用しない現在価値とされている所、次の文では撤退コストとなっているが、実際に契約を売却することで得られるであろう価格は、CVAや流動性等各種調整が考慮された後の価格であるとも考えられるため。	ご指摘を踏まえ、修正しました。
35	別紙1	項目44	「ポートフォリオごと」とは、1つのカウンターパーティーと2つのCSA契約を締結している場合、ポートフォリオは2つとしてみなして報告するという理解で宜しいですか。	本項目は、担保設定がポートフォリオごとに行われたか否かの区分になります。ポートフォリオをどのように管理しているかに応じて報告してください。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
36	別紙1	項目45	担保取引日とその元となる諸取引の基準日と異なる場合、担保情報の報告日はMargin Callが実施された日を基準日として起算することで差し支えないか。取引情報にある日付関連の項目に対し、担保情報の日付関連の項目をどのように報告するのかを理解したく、お伺いするもの。	担保として差し入れ、受け入れている担保残高は、Margin Callの実施の有無にかかわらず、その担保残高が確定した日から起算して3営業日以内に報告することになります。
37	別紙1	項目45、46、 項目48、49、 項目57、 項目59	JSCCやLCHIに清算集中された取引は清算機関からの報告ということでよい。	
38	別紙1	項目45、46、 項目48、49、 項目57、 項目59	担保や証拠金のデータフィールドに関する要件は、現状、国際的にも調和が取れていない。 米国CFTCの最終規則(CFTC, Final Rule: Swap Data Recordkeeping and Reporting Requirements, 85 Fed. 75,503 (Nov. 25, 2020))では、証拠金・担保の報告に関する協議コメントを考慮し、清算機関がCFTC規則第39条に基づき、担保・証拠金データの報告を継続することを認めている。 カナダの規制当局は、CPMI-IOSCO作業部会のCDE(クリティカル・データ・エレメント)及びCFTC規則第45条に沿って、担保・証拠金データの報告を清算機関に義務づける改正案を提示し、北米の規制において調和がとれないような事態が生じたものの、市中協議は2022年10月7日に終了したばかりである。 更に、EMIRの下でEurex Clearingは、上記と異なる定義に従って担保と証拠金のデータを報告している(例えば、ヘアカットの前と後の区別をしていない等)。 清算機関の観点からは、担保・証拠金データ報告に対する様々なアプローチは、一定の分析コストや実施コスト、維持コストを伴うものである。こういった観点から、国際的調和に向けた協議が完了する前に、国際的な動向を把握するため、「報告事項の定義及び解釈」案における担保・証拠金に関し、清算機関から金融庁への報告が想定されているのかについてお伺いしたい。	G20サミット(2009年)における「店頭デリバティブ契約は取引情報蓄積機関に報告されるべき」との国際合意を踏まえ、日本では取引情報蓄積機関へ情報を集約し、当庁へ報告するという枠組みにしています。金融機関等は担保等も含め清算集中された取引(金融庁告示第105号に規定されている清算機関とした取引を除く。)は清算機関から、清算集中しない取引(金融庁告示第105号に規定されている清算機関とした取引を含む。)は金融機関等から取引情報蓄積機関へ情報を提供し、取引情報蓄積機関はそれらを集約し当局へ報告することになっています。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
39	別紙1	項目45～60	債券担保の場合、差し入れた/徴求した当初証拠金もしくは変動証拠金については、債券の時価をベースとした報告をするという理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。なお、ヘアカット前とヘアカット後の両方の金額を報告する必要があります。
40	別紙1	項目62、63	当初証拠金担保と変動証拠金担保が一つのポートフォリオで管理されている場合は、項目62及び項目63には当該ポートフォリオのコードを報告する事でよいのか。	ご理解のとおりです。
41	別紙1	項目68～70	エクイティやコモディティのような参照資産が価格を持っているデリバティブで約定時に当該価格変動幅が一定の法則で決まっている商品（トータル・リターン・スワップのような取引ではない商品）ということでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
42	別紙1	項目68～70、 項目78～80	価格スケジュールは、社内システムで常に情報をもっているとは限らず、また、この情報を入力するにあたっては課題が生じる可能性がある。 このような取引が行われることは稀であるため、取引報告の当事者同士で該当がない場合においても、これらのデータ項目に関しては取扱いを定め、確認しておく必要がある。 従って、価格スケジュールの項目を削除することを検討して頂きたい。 68 – Price schedules – Unadjusted effective date of the price 69 – Price schedules – Unadjusted end date of the price 70 – Price schedules – Price in effect between the unadjusted effective date and unadjusted end date inclusive 78 – Strike price schedules – Unadjusted effective date of the strike price 79 – Strike price schedules – Unadjusted end date of the strike price 80 – Strike price schedules – Strike price in effect between the unadjusted effective date and unadjusted end date inclusive	報告事項については、ROCによるCDE テクニカルガイダンスや他法域の内容を参考に定めております。
43	別紙1	項目71	固定金額での支払いとなっている取引は年利に換算するということによいか。	ご理解のとおりです。
44	別紙1	項目78～80	行使価格スケジュールについて、複数の日付及び価格が取引開始時点で決まっている場合、最初の報告時点で複数の日付等を報告するべきか、若しくは行使などのイベントが起こる度に、その時点で該当する期間のデータを報告すればよいか、ご教示いただきたい。	最初の報告時点で約定時に決定している複数の日付等を報告してください。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
45	別紙1	項目85	通貨オプションの場合は項目75でも同じ数字が報告されるが、こちらでも報告は必要か。	ご理解のとおりです。
46	別紙1	項目93	“数量単位”とは具体的にどういうケースでどう報告するものか。	ISO 20022: Unit Of Measure Code codesetに基づき、報告してください。なお、日本ではコモディティは報告対象外のため、Unit of Measureはエクイティのみ適用されます。
47	別紙1	項目94～96	アモチ取引の場合はアモチスケジュールを全て報告するイメージか。	ご理解のとおりです。
48	別紙1	項目94～96	想定元本スケジュールについて、複数の日付や金額をまとめて報告するべきか。	ご理解のとおりです。約定時に決定している複数の日付や金額を報告してください。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
49	別紙1	項目97	“想定元本の総量”とは具体的にどういうケースでどう報告するものか。	取引期間中の原資産の想定元本の総量を記載してください(例:株式オプションにおける総株式数)。なお、日本ではコモディティは報告対象外のため、この項目はエクイティのみ適用されます。
50	別紙1	項目98～100	想定元本数量スケジュールについて、複数の日付や金額をまとめて報告するべきか。	ご理解のとおりです。約定時に決定している複数の日付や金額を報告してください。
51	別紙1	項目98～100	エクイティやコモディティのような参照資産が価格を持っているデリバティブで約定時に当該価格変動幅が一定の法則で決まっている商品(トータル・リターン・スワップのような取引ではない商品)ということでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
52	別紙1	項目98～100	以下の項目98～100の取引タイプの報告頻度は低い。 加えて、数量と価格、想定元本の関係に基づいて、想定元本スケジュールから想定元本数量スケジュールを推測することが可能であるため、想定元本数量スケジュールの項目を除外することを検討して頂きたい。 98 – Notional quantity schedules – Unadjusted date on which the associated notional quantity becomes effective 99 – Notional quantity schedules – Unadjusted end date of the notional quantity 100 – Notional quantity schedules – Notional quantity which becomes effective on the associated unadjusted effective date	報告事項については、ROCによるCDE テクニカルガイダンスや他法域の内容を参考に定めております。
53	別紙1	項目102	項目102「イベントタイプ」: 当該項目のセット値についてはCFTCの仕様と一致すると認識しているものの、提示されたイベントタイプだけでは、清算後のイベントを全て網羅出来ていないように見受けられる。 ポートフォリオの移管のような(顧客が、ある清算会員から別の会員に取引を移管するような)イベントを、提示されたイベントタイプで報告する場合は、CompressionやAllocationではなく、CLRG(Clearing)で報告する予定である。 このようなCompressionやAllocationでもない清算後のイベントとして「PTCL」というセット値を追加して頂きたい。 これにより、Novationに伴い発生する取引と通常のClearingイベントを分けることが出来る。	報告事項については、ROCによるCDE テクニカルガイダンスや他法域の内容を参考に定めております。 PTCLは他法域でも記載がないため、追加する予定はありません。
54	別紙1	項目106	任意コールとトリガーを両方持っているような取引は、タイプを並べて報告するのか。	OTHRで報告してください。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
55	別紙1	項目107	・UPI: ガイドライン案では、UPIは2024年4月1日時点での報告対象から除外されており、実施時期については、今後の国際動向を踏まえて判断するとしている。この判断は、他法域の規制とも整合するため我々はこの決定を歓迎する。尚、運用開始時にこのフィールドは必須項目ではなく報告義務はないと理解しているが、我々がこの情報を保持していた場合は報告ができるよう、報告項目を任意とすることを要請したい。報告出来るようシステム開発を事前に行う事で、必須になった時の開発等を軽減できると考える。 ・UTI: 清算機関がUTI付番のトップである(これは他法域の規制と一致する)ことから、今般のUTIに関する提案に同意する。	UPIについては、今後の国際的な動向等を踏まえて導入する予定ですが、2024年4月1日から任意に報告していただくことは構いません。
56	別紙1	項目107	店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第4条第1項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン(案)について、金融庁にフィードバックする機会を頂き感謝する。 UPIが2024年4月1日時点の報告事項から除外されている。他法域では、2024年4月1日時点までにUPIが報告に使用されるため、その時点でUPIは利用可能になると理解しているが、金融庁が現時点でUPIを除外している理由を教えてください。	
57	別紙1	項目108	金利スワップはCashかPhysicalか。	当該取引のコンファメーションの記載に従って報告してください。 なお、双方が受け払いする場合は、Physicalとなります。
58	別紙1	項目112	項目112「Indicator of the underlying index」では、備考に「参照資産がISINを持たないインデックスである場合に、この項目で報告」と記載されている。 参照資産がISINを持つことを期待される場合には、より明確にする必要がある。 業界慣行では、資産クラスの信用についてはREDIDを、株式についてはRICを報告している。	項目110～113は関連する事項となっていますが、ご意見を踏まえ、項目112、113を修正しました。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
59	別紙1	項目112、 項目115	金利スワップの場合は同じ値が入るのか。	金利スワップの場合、項目112は空白、項目115は変動金利(参照金利)指標を報告してください。
60	別紙1	項目113、 項目116	金利スワップの場合は同じ値が入るのか。	金利スワップの場合、項目113は空白、項目116は変動金利(参照金利)名称を報告してください。
61	別紙1	項目127、128	カスタムバスケットに該当する店頭取引が非常に少ない中、カスタムバスケットに関する報告を必要とする場合、複数の社内システムを大幅に変更する必要がある。 取引量が少ないことを考慮すると、社内システムの大幅な変更を優先して行うことは難しく、社内システムにて対応出来ない場合は非効率なマニュアル作業を行うことになる。 加えて、バスケットの構成銘柄及び各構成銘柄のウェイトといったような詳細の報告を求められる場合、取引量が少ない商品を含む取引のカウンターパーティーの事業戦略を明らかにしてしまう可能性がある。 そのため、カスタムバスケットに基づく店頭デリバティブ商品に係るUPI、及びそれに関連するUPI参照データには、原資産の特徴に関する一般的な情報のみを含めるに留めて頂きたい。 業界から同様の懸念があることは、2017年9月28日にCPMI-IOSCOが規制当局へ発表したUPIテクニカルガイダンスにも記載されている。UPIテクニカルガイダンスで捕捉された見解によれば、カスタムバスケット関連のデータ要素はフェーズ1に含まれる可能性は低い、UPIの導入後のフェーズで取り上げられることになる。 従って、UPIテクニカルガイダンスに業界からのフィードバックが反映されてから、金融庁でもカスタムバスケットのデータフィールドの報告を求めるよう、対応をして頂きたい。 127 – Identifier of the baskets constituents 128 – Basket constituent identifier source	報告事項については、ROCによるCDE テクニカルガイダンスや他法域の内容を参考に定めております。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
62	別紙1	項目128	バスケット構成識別子ソースとは何を入れればよいか。“ISIN”、“RIC”などか。	ご理解のとおりです。“ISIN”、“RIC”等を記載してください。
63	別紙1	項目130	項目130「オプションスタイル」について、Cap/Floorの場合は「EURO」で報告すると想定しているが、「報告事項の定義及び解釈」に明示していただきたい。	ご意見を踏まえ追記しました。
64	別紙1	項目132	「単一の経済的契約の商品」の定義について、併せて交渉される2つの取引を想定した時、満期が到来するまでに一方の取引のみ任意に解約可能な場合には、「単一の経済的契約の商品」には該当しない、という理解で宜しいですか。 一方取引のみ解約可能な2つの取引を「単一の経済的契約の商品」とする場合、仮に、一方取引を解約したときには、パッケージ取引ではなくなると解釈できますので、報告のための管理やシステム開発が困難になることが想定されます。つきましては、併せて交渉される2つ以上の取引であっても一方取引のみ解約可能な取引については「単一の経済的契約の商品」に該当しないという整理が望ましいと考えております。	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、「単一の経済的契約の商品」と判断された場合には、本ガイドラインの記載に従って報告してください。 判断に迷う場合などは必要に応じて当庁へお問い合わせください。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
65	別紙2	—	UTIの付番・共有プロセスについては、アセットクラス毎・取引先毎にプロセスが異なることが予想され、さらに海外取引先との調整の結果どのような対応が必要になるのかが不透明な状況です。UTIに係るシステム開発の要件定義をするうえで、今後、「当事者合意」により決定されるUTI付番・共有方法のうち想定される選択肢の全てに対応することが可能なように開発するとすると、コストやリソースの関係上厳しいため、一定程度の市場慣行が見えてきた後に規制導入することが望ましいと考えています。つきましては2024年4月1日からのUTI報告開始については延期を希望いたします。 また、UTIの当事者合意については、対象取引を約定する国内外のカウンターパーティとは必須の作業になると考えられます。この当事者合意だけを取っていても相応の時間と労力が必要になることが見込まれます。国内外での当事者合意がスムーズに動くよう、業界団体等に対して、当事者合意の雛形作成や各国業界団体との調整等の実施など、貴庁より求めて頂くことが有効であると考えております。 なお、紙コンファメーションを自社システムに転記するなどの事務リスク・事務負荷や時限的制約、各マッチングシステムからの取込機能の実装などは相応にコストが掛かるものとみられるため、グローバル・業界の画一的で電子的なプラットフォーム構築が望ましいと考えております。	本ガイドラインの施行日(2024年4月1日)の変更は予定しておりません。UTIの付番等につきましては、他法域の状況やUTIの実務の状況等を踏まえ、必要があれば検討する事柄であると承知しています。
66	別紙2	—	付番者について、テクニカル・ガイダンスに則ることが困難な場合などには当事者合意も可能としていただいた事で、運用上の問題も軽減されると思われますが、ASICやMASでもCPMI-IOSCOのテクニカル・ガイダンスに修正を加える形で運用の柔軟性を確保する事が検討されているようですので、最終目標のグローバル・ハーモナイゼーションの為にも、引き続き他法域と調整を続け、一貫したガイダンスを提供して頂ければと存じます。	ご意見ありがとうございます。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
67	別紙2	－	取引プラットフォームを使用した取引の場合、UTI付番を行うと認識しているが、これを介さない取引（例えば電話によるボイスブローキング）はUTI付番の対象ではないという理解でよいのか。	本ガイドラインの記載に従い、必要に応じて当事者間で合意してください。
68	別紙2	－	貴庁とのUTI付番に関するこれまでのやりとりの中で、『電子取引基盤運営業者を介してボイスにより執行された金利系デリバティブ取引は、取引プラットフォーム上での約定ではない』との見解を頂戴しております。よってボイスで執行された取引は電子取引基盤運営業者がUTI付番者にならないと解釈しております。今回の「UTIの附番等の考え方」にこの点の記載が無いことから、念のため確認させて頂きたく存じます。	
69	別紙2	3(1)	テクニカル・ガイダンスにおけるフローのステップの最後にISDA Tie-breakerロジックを取り入れることを他法域においても業界から要望しており、それらとの足並みをそろえ、ISDA Tie-breakerロジックにより付番者を決定する方法が許容される旨を明確にするため貴庁にも付番方法の一つとして明示的に取り入れることをご検討いただきたい。 また、貴庁のガイドラインにおいて明示的に取り入れられない場合であっても、ISDA Tie-breakerロジックに基づく付番が許容されることを確認させていただきたい。	テクニカル・ガイダンスにおけるフローは参考として示しておりますので、必要に応じて当事者間で合意してください。
70	別紙2	3(1)	「3. (1)②上記に則らない場合（実務的に則ることが困難な場合も含む。）は当事者合意とする。」 とありますが、二社間協定を保存する媒体に関して、特定の要件はありますか。例えば 電子メールによる同意や、録音された電話での口頭での同意で十分ですか。または、より正式な/公式の文書が必要ですか。	特定の要件はありません。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
71	別紙2	3(1) 4(1)	「3. (1)②(略)仮に取引プラットフォームや照合プラットフォームが一時的なシステムトラブルなどで付番ができない場合には、取引当事者が仮UTIを報告したあとに、真正なUTIに差し替える必要がある。」 とありますが、仮UTIがJFSA取引報告締め切り後に真正なUTIに置き換えられた場合: 1. 真正なUTIの提出は報告の遅れとみなされますか。 2. 真正なUTIはどのように提出する必要がありますか。既存の取引を変更するべきでしょうか、あるいは、一旦取り消して再送信する必要がありますか。 「4. (1)※(略)報告に間に合うようUTIの共有を行うことを前提として、付番者からのUTIの共有に時間がかかる場合、(本来の付番者ではない)報告義務者が付番を行う仮UTIを報告することも考えられる。当該仮UTIについては、正式なUTIが付番され次第、速やかに差し替える必要がある。」とあるが、仮UTIを一旦取り消し新規取引として再報告する必要があるのか、もしくは仮UTIを正式のUTIに修正して報告する必要があるのか、仮のUTIから正式なUTIに差し替える際の具体的な報告方法をご教示いただきたい。	差替えが必要な場合は、速やかに差し替えてください。 差し替える際には、既存の取引を取消し、新規取引として再報告してください。
72	別紙2	3(2)(脚注2)	「平成23 年金融庁告示第105 号「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる金融庁長官が指定する取引及び貸借を指定する件」において規定される清算機関を利用する場合は金融機関側から報告を行う(以下、同様の取扱い。)。」 とありますが、告示第105号第1条で定義された「外国清算機関」、「対象外国清算機関」および「指定外国清算機関」につき、同第2条各号で定められた各機関に関する各取引については、金融機関側から報告を行う、という趣旨でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
73	別紙2	3(3)	クロスボーダー取引の場合、相手方の取引報告規制施行時期によりISO 23897:2020にもとづく52桁のUTI(グローバルUTI)の共有時期が異なる可能性がある。例えば、本邦と欧州の施行時期が異なる場合、欧州金融機関との取引において、現行の欧州基準におけるUTIが付番され、共有されることも考えられる。スムーズな移行の観点から、このような過渡期については、必ずしもグローバルUTIにもとづかないUTIによる報告についても許容いただけるという理解でよい。	取引相手先の法域でグローバルUTIが施行されるまでは、取引相手先の法域で適用される基準で付番されたUTI等を報告いただいても構いません。
74	別紙2	3(3)	クロスボーダー取引において、取引先の取引報告規制施行時期が本邦と異なるときに、取引先の国で適用される現行の基準で付番されたUTIを報告することを許容いただきたい。 (理由) 本邦と取引先の属する国の取引報告規制施行時期が異なり、当事者合意でUTIが付番されるような場合には、必ずしもISO 23897:2020に基づいたUTIが付番されるとは限らない。新規制へのスムーズな移行のためには、過渡期における上記の手当が必要であると考えため。	
75	別紙2	5(1)	「テクニカル・ガイダンスに沿って、個別取引ごとに付番の必要性を検討する必要がある。基本的な考え方は以下の通りである。なお、取引が終了し、他の1つ又は複数の取引がこれに代わる場合、新たなUTIを使用する。 (略) (ii) 上記(i)以外のケースでは新たなUTIを付番・使用する。 例えば、以下のようなケースが考えられる。 a. いずれかのカウンターパーティに関する変更があった場合(ノベーションや一方のカウンターパーティが清算機関となる清算集中取引等) b. 関与するカウンターパーティが同じか、異なっているかに関わらず、デリバティブ取引が1つ又は複数の他のデリバティブ取引に置き換えられた場合(コンプレッション等)」 とありますが、(ii)のケースにおいて、例えばノベーションの場合には、「Effective Date」(発効日)は当初取引のEffective Dateを報告すべきでしょうか。あるいはノベーション取引のEffective Dateを報告すべきでしょうか。	ある取引について、当初取引のEffective Dateを報告後、ノベーションを行った場合には、別表5に従い、ノベーション取引のEffective Dateを報告してください。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
76	別紙2	5(2)	「5. その他の論点(2) 既存取引の取扱い」では、「USIやテクニカル・ガイダンスに従っていないUTIなど何等かの識別番号が付番されているケースについて、当該識別番号を報告する」とあります。既存取引の中には何等かの識別番号がカウンターパーティにより付番され、紙コンファメーション等に当該識別番号が記載されている場合もある一方で、自社内での管理(システム上に登録する等)を一切行っておりません。既存取引について当該識別番号を報告する場合は、膨大な時間と労力が必要となり困難(紙コンファメーションに識別番号が記載されているか否かを確認し、記載がある場合は識別番号を手作業でインプットする)であるため、何等かの識別番号がカウンターパーティにより付番されている場合であっても、個々に異なるUTIを付番して報告することを許容していただきたい。	「5. その他の論点(2) 既存取引の取扱い」に記載のとおり、既存取引について当庁又は取引情報蓄積機関に報告している既存の識別番号がある場合は当該番号を報告してください。それが困難な場合には、個々に異なるUTIを付番して報告することは差し支えありません。
77	別紙2	—	1.グローバルUTIについては、各法域における一貫したルールが採用されるようにしなければ、企業が枠組みを越えてロジックを構築することが非常に困難となる。 2.二者間合意(各報告主体から支店レベル)におけるUTIの付番を行う場合、このプロセスは非常に複雑かつ多数のカウンターパーティの合意を別途行うことになる。カウンターパーティとの二者間合意を広範囲に行う場合、たとえ序盤だけであっても、カウンターパーティ及び顧客に対して多大な働きかけが必要となるため、膨大な運用上の負荷がかかってしまう。 加えて、UTIの付番者や制度、条件などを合意したデータベースを維持するために、システムの開発・構築が必要となる。また、二者間合意を考慮したUTI組成ロジックを構築するためにも、システムの変更が必要となる。 また、グローバルに合意したものは存在せず、二者間で合意を行うことはハーモナイゼーションにおける全体的な目標には沿わず、さらに二者間合意を主な付番方法とし、一般的に合意されていた付番方法に基づかないやり方が主流となる可能性が出てくる。	UTIについては、BIS決済・市場インフラ委員会(CPMI)と証券監督者国際機構(IOSCO)の代表理事会が公表したUTIテクニカル・ガイダンスがあるほか、ISO23897:2020の52桁のUTI(グローバルUTI)の付番方法(冒頭の20桁は付番者のLEIを付番し、以降は32桁以内の任意の英数字を付番)に基づいて報告してください。なおLEI後の32桁以内の任意の英数字について国際的に統一された基準は無いものと承知しております。

No	分類	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
78	別紙2	—	UTI付番の当事者合意について、例えばISDA asset class tie-breaker logicやreverse ASCII sort logicの採用について日本では報告義務者の間で検討、協議が深まっていない中、実際に二者間で合意を取り付けていき、データ・メンテナンスを行うのは大変な作業負担となります。UTIの共有手段も紙コンファメーションやemailが想定されており、こちらもT+2の報告時限を考えると非効率です。付番及び共有に係る運用に報告義務者全体が慣れてくるまでは、UTIの修正が頻繁に発生する可能性があることをご承知おきいただけますか。 なお欧州のSFTR報告において電子的に取引識別子を共有するサービスがその効率性のため広く利用されており、EMIRのOTCデリバティブ取引報告への拡大が一部において検討されています。ただし付番、共有プロセスに少数であっても取引当事者の組み合わせによってバリエーションが生じる状況においては、UTI導入による報告プロセスの非効率性を認識いただかなくてはなりません。	ご意見ありがとうございます。